

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人happiness (以下「当団体」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当団体が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当団体が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金、事業従事者に対する対応謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金、事業従事者に対する対応謝金は、原則として金額は別表をもとに理事長が最終決定を行うものとする。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振り込みによることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当団体は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規定は、令和5年1月16日から施行する。(令和5年1月16日 理事会決議)

<別表>

講師謝金等	1件あたり	3,000円～50,000円
助言謝金等	1件あたり	1,000円～50,000円
執筆謝金等	1件あたり	3,000円～50,000円
事業従事謝金等	1件あたり	3,000円～50,000円